

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の 再検討の進め方について

1 検討の背景

後天性免疫不全症候群については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 11 条の規定により、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして、当該感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針を作成し、公表するものとされている。

後天性免疫不全症候群については、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成 18 年厚生労働省告示第 89 号。以下「エイズ予防指針」という。）が作成されているが、これは少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することとされており、平成 18 年 3 月に改正されていることから、再検討の時期に当たっている。

2 検討の進め方

- (1) 感染症部会エイズ・性感染症ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）にエイズ予防指針作業班を設置し、後天性免疫不全症候群の発生動向、若年者の行動様式の変化等を踏まえ、エイズ予防指針の再検討を行う。
- (2) エイズ予防指針作業班は、検討の結果をワーキンググループに報告する。
- (3) ワーキンググループは、当該報告の内容を審議し、その結果を取りまとめ、感染症部会に報告する。

3 エイズ予防指針作業班メンバー

エイズ予防指針について、最近の動向を踏まえた総合的な検討を要することから、エイズ対策の有識者から選任することとする。

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の見直しの視点

現状と課題

我が国におけるHIV・エイズの発生動向

- 新規感染者・患者の報告件数は依然と上昇傾向
 - ・ 平成19年に、初めて年間1,500件を超過し、累積でも15,000件を突破した。また新規感染者の増加率も上昇傾向にある。
- 最近の感染事例等の分析
 - ・ 2000年以降、地方大都市においても増加
 - ・ この5年間は20歳代が全体の約25%、30歳代が約40%を占め、比較的若い世代を中心に感染拡大が進んでいる。
 - ・ 感染経路別では、性交渉による感染がほとんどを占め、特に男性同性間の性的接触が全体の約60%を占めている。

課題

- HIV検査経験なしでエイズとの告知(いきなりエイズ)
- 男性同性愛者(MSM)の予防行動
- HIV治療の長期化に伴う諸問題
- 各ブロックの現状に応じた医療提供体制構築
- 薬害被害者に対する恒久対策の推進

エイズ予防指針の見直しについて

エイズ予防指針(平成18年改正)の概要

基本的な考え方

- 疾病概念の変化に対応した施策展開
「不治の特別な病」
→「コントロール可能な一般的な病」へ
- 国と地方公共団体との役割分担の明確化
国：研究の推進、地方公共団体への技術的支援
地方公共団体：普及啓発、検査、医療提供などの施策を実施
- 施策の重点化
 - ① 普及啓発及び教育
 - ② 検査相談体制の充実
 - ③ 医療提供体制の再構築

指針のフレーム

- | |
|-----------------------|
| 第1 原因の究明 |
| 第2 発生の予防及びまん延の防止 |
| 第3 医療の提供 |
| 第4 研究開発の推進 |
| 第5 国際的な連携 |
| 第6 人権の尊重 |
| 第7 普及啓発及び教育 |
| 第8 施策の評価及び関係機関との新たな連携 |

指針に基づく主な施策

普及啓発及び教育

- 《国が中心となる施策》
一般的な普及啓発
 - ・ HIV/エイズに係る基本的な情報、正しい知識の提供
 - ・ 普及啓発手法の開発、普及啓発手法マニュアル作成
- 《地方自治体を中心となる施策》
個別施策層に対する普及啓発
 - ・ 青少年、同性愛者への対応

検査相談体制の充実

- 《国が中心となる施策》
検査相談に関する情報提供
 - ・ HIV検査普及週間(毎年6/1~7)の創設
 - ・ 検査手法の開発、検査相談手法マニュアル作成
- 《地方自治体を中心となる施策》
検査・相談体制の充実強化
 - ・ 利便性の高い検査体制の構築(平日夜間・休日・迅速検査等)
 - ・ 年間検査計画の策定と検査相談の実施

医療提供体制の再構築 (拠点病院379か所)

- 《国が中心となる施策》
新たな手法の開発
 - ・ 外来チーム医療の定着
 - ・ 病診連携のあり方の検討
- 《地方自治体を中心となる施策》
都道府県内における総合的な診療体制の確保
 - ・ 中核拠点病院の整備を始めとした都道府県内における医療体制の確保
 - ・ 連絡協議会の設置等による各病院間の連携支援

施策の実施を支える新たな手法

- 普及啓発等施策の実施におけるNGO等との連携強化
- 関係省庁間連絡会議の定期的な開催による総合的なエイズ対策の推進
- 感染者・患者数の多い都道府県等(17地方公共団体)への重点的な連携

御議論いただきたい事項

- 1 現状認識の共有
- 2 施策の検討
- 3 今後の施策の方向性

- 4 必要に応じ「エイズ予防指針」の改正

新たなエイズ施策の実施

エイズ対策の一層の推進